原発のない安全な北海道に
HAIRO ニュース

2014.11.15 №12
発行 泊原発の廃炉をめざす会

〒060-0808
札幌市北区北8条西6丁目2-23-806
TEL 011-594-8454
FAX 011-594-8455
URL http://tomari816.com
E-mail info@tomari816.com
郵便振替口座 02790-1-100850

法廷だより

2014年8月26日 第10回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

やや涼しくなった午後3時30分 傍聴席は今回も満席でした。

今回の期日は、まず双方の準備書面が陳述された後、第二次原告の一人である蘭越町在住の松井四十二さんから、蘭越町のような農業の町にとって、近隣の泊原発に事故が起ければそれまで築き上げてきたものが失われてしまうことを中心に訴える意見陳述が行われました。（意見陳述の内容は2ページ。）

その後、原告代理人の田中宏弁護士から、進行に関する意見として、被告が泊原発の耐震性について十分な主張をしていない状態が続いていることを指摘して、裁判所に早急な訴訟進行を促す意見陳述が行われました。

2014年10月21日 第11回口頭弁論が札幌地裁で開かれました。

札幌では肌寒さも感じるなか 午後3時30分から開廷。

今回は天候のせいもあってか、希望しながらも抽選に漏れて傍聴できない方はいませんでした。一度傍聴してみたいという方には好機ではないかと思います。

今回の期日は、原告は2通の準備書面を陳述するとともに、放射性廃棄物の問題に関係する証拠などを提出しました。

続いて、原告の一人で医師の安藤御史さんから、チェルノブイリ事故後のベラルーシを訪問した経験と医学的知見に基づき、原発事故による被ばくがいかに周辺住民（とりわけ子ども）の健康に悪影響を与えるかを訴える意見陳述が行われました。（意見陳述の内容は3ページ。）

その後、原告代理人の木場弁護士、今橋弁護士から、準備書面の内容を口頭で説明するプレゼンテーションが行われました。

木場弁護士は、避難計画について、避難しなければならないこと自体が人格権侵害であること、実際の事故の教訓に照らせば避難計画を作成しなければならない地域が狭きに失すること、避難計画の作成は自治体に委ねられているが内容も不十分であることを説明しました。

今橋弁護士は、使用済み核燃料の危険性は福島の事故で明らかになっていること、それにもかかわらず処分方法が確立していない（その目途もたっていない）こと、そのため原発を運転すれば危険な使用済み核燃料がたまり続けることになることを説明しました。

今回被告は準備書面による反論を提出していませんでした。被告からは、11月中には準備書面を出すよう努める、との予告がありました。

次回期日は、平成27年1月27日午後3時30分です。次回もたくさんの方に傍聴においでいただき、ともに廃炉への意志を表明していきましょう。

（文責・竹信航介）

次回口頭弁論 2015年1月27日（火）午後3時30分から 場所／札幌地方裁判所

第10回 口頭弁論意見陳述

原告 松井 四十二（よそじ）

医師の勧めで 虻田町から蘭越町へ

第2次原告の松井四十二です。現在蘭越町に住んでいます。2002年まで、胆振管内の虻田町（今は洞爺湖町となっています）に住んでいました。当時、原因不明の物質による汚染で体調を崩し、医師の勧めもあり、退職後、蘭越町に移住し現在に至っております。38年間、釧路、胆振地方で教職に就き、児童の教育に精進してきました。移住後、「蘭越・原発をもう一度考える会」を立ち上げ、原発事故や放射能の脅威を中心に勉強会や映画会を2011年から、毎年開催し、その会の共同代表を務めています。

先代の苦労の下 北海道を代表する農業の町

蘭越町は、ニセコの山々と羊蹄山を望み、5年連続清流日本一を誇る尻別川が、町を包むかのように日本海へ注ぐ、自然豊かな人口5033人の純農村の町です。先代は、気象条件や生育に適した品種の選定、土壌改良など言い尽くせぬ苦労の下に、安心・安全でおいしい米づくりに挑み、後志地方における一大生産地帯を築き上げました。収穫した米は、「蘭越米」と、町名が商標となり、関東圏や道内の消費者に高い評価を受けています。生産と消費拡大を進め、全国米ーワン・グランプリinらんこし大会を主催し、最優秀賞にも輝くなど、名実とも北海道を代表するブランド米となっています。また蘭越町は、米づくり以外でも、トマト、メロン、アスパラ、玉ねぎなどの生産に取り組み、新たなトマト選果場の設置や、塩トマトの生産など年々農産物の生産を拡大しています。

また、ニセコ山系の裾野に温泉が湧き、夏には登山や川遊びに、冬はスキーにと、訪れる観光客・滞在客は増え続けており、町も新たな観光産業の発掘に動き出しております。

泊原発からわずか25・4㎞

しかし、泊原発から役場まではわずか25・4キロの距離しかなく、緊急時防護措置準備区域30キロ圏内に位置付けられています。泊原発で福島第一原発と同様な事故が起きたら、基盤産業である農業や、暮らしや町づくりは、一体どうなるのか、不安や心配の声が上がっています。

農家の方は、「自分たちは蘭越米の生産に誇りをもっているが、ひとたび泊原発が事故ともなれば、農家は、財産も家もすべて失う。米づくりをやめろといわれるのと同じだ。たとえ故郷に戻れても、米は売れない。放射能の影響がないといわれても、消費者は買わない。」と言います。林業、酪農業、新規就農者、観光業、商業等で生計を立てている人々も同じ思いでいます。

また、町民の方がたは、「ニセコ山系に降り積もった雪が地下を通り、ろ過され水道水になる。放射能で汚染されたら、生活が出来なくなる。温泉だって利用できない。そうなれば、いったい誰が責任をとるのだ。」「放射能が子どもの体に入ったらどうすることもできない。影響がどう現れるのかも分からない。不安だ。」

「事故発生になれば、若者たちだって安心して住めない。他の地に移らざるを得ず、故郷を捨てることになる。」

「人間の造った機械はいずれは壊れる。泊原発はやめたほうがいい。孫たちの先が心配だ。」このような声が次々と寄せられます。

廃炉こそが唯一の防災

泊原発30キロ圏内に住む町民は、福島原発事故がいかに危険なものであるか再認識しています。安心して住める環境を望んでいます。大飯原発差し止め判決にあるように、経済優先ではなく、人間がその地に生きていることが価値であるということに共感しています。核のゴミの処分もできず、福島の原発事故の原因究明も収束の見通しもない今、常に、放射能の危険を感じながらの生活は到底容認できるものではありません。

泊原発で事故発生となれば避難できるのだろうか。蘭越町では、原子力防災避難計画を作っていますが、計画通りの避難は、実効性に乏しいのではないかと疑問が出されています。季節や気象の変化による影響を予測することは町民にとって困難です。特に、冬、北西の風が吹けば、放射能の直撃となり、豪雪や吹雪を想定する避難指定の国道や道道にたどり着くことすら困難であり、指定避難場所の札幌市にも行けません。また、避難中、放射能で汚染されたら、どうなるのか、行政担当者との話し合いでも、一人残らず被ばくせず避難できるかと聞いても、明快な回答がありません。原発事故は、人間の判断以上の災害をもたらすものであり、廃炉こそが災害を防ぐ唯一の道です。

多くの町の声は「原発を動かさない」

私は、蘭越町民が泊原発で地震や津波や原子炉の事故など大変な事態になった時、暮らしや命をどう守っていくか、多くの方々に意見を聞き、そして「原発を動かしてほしくない。このまま廃炉が一番いい。」という言葉を数多く聞きました。蘭越町が、今後もずっと自然豊かな環境でいられるように、町民が安心して暮らしていけるように、裁判長、ならびに裁判官の皆様、この裁判によって、泊原発は再稼働せず、すみやかな廃炉を実現してくださるよう、切望します。

最後に、このような機会を与えていただき、お礼申し上げ、意見陳述といたします。

第10回口頭弁論 傍聴記

蘭越町 橋場 操

蘭越町で「原発をもう一度考える会」共同代表をしている松井四十二さんの意見陳述は、泊原発から30キロ圏内に位置する純農村を原発の脅威から守ってほしいという住民の素朴な声を代弁したもので、点在する農漁村に出向いての懇談に基づき自信と説得力に満ちていました。

その反面、被告北電側弁護士6人は、「視線を避け」「分厚い書類に目を向けたまま」時間が過ぎるのをひたすら待つ姿勢で、原告田中弁護士の真摯な質問に被告主任弁護士の「書面で出されたら回答する」との誠意のない態度には怒りを覚えるものです。

今回の口頭弁論の中心は、泊原発で北電が想定している最大地震動（基準地震動）550ガルの具体的根拠を示すよう原告弁護側が求めていることです。積丹半島の地形について原子力規制委員会の審議では、北電の見解は「時代による潮位の変化」から「半島全体の広域的隆起」へと擬態するも、地震による隆起は頑なに否定しています。

さて、世界最大の地震による加速度は、岩手・宮城内陸地震（2008年6月14日マグニチュード7・2）の4022ガルですが、北電ではこの観測データを基準地震動想定に反映させると表明しており、今後原子力規制委員会で審議される「積丹半島の地形の見方」「基準地震動確定」について注視しましょう。

一方、先般の「日本海側の大規模地震に関する政府調査検討会」報告では、海底活断層は北海道から北陸にかけて多く、この地帯でM7・5以上は、10～20年間隔で計4回発生、泊周辺で微動な地震が多く起きていることから、切迫している大規模地震に備えるため皆さんの力で早期結審をめざしましょう。

第11回 口頭弁論意見陳述

上士幌町原告 安藤 御史（みふみ）

私は過去五回ベラルーシ共和国へ行って参りました。最初の訪問の1993年以降、人工放射能に汚染された地区に住む子供たちの里親運動に関わり、2000年から2009年まで毎年、体内放射能の高い子供たちの里親を私の自宅でしておりました。2011年からは福島原発汚染地区の子供たちの里親をしております。職業は医師です。

人間の身体は省エネルギー

私たちはこの世に一人一人貴重な存在として生きています。

私たちの体を構成している60兆あまりの細胞は常に再生されることが必要です。例えば血液はほぼ3ヶ月毎に入れ替わります。短いものでは半日で再生されます。すべての再生の情報はDNAにあり、材料は外界から細胞内に取り込まれます。DNAの情報に従い、外界との絶え間ない物質のやり取りによって生命は維持されています。

物質のやり取りには必ずエネルギーが必要です。私たちの体内の物質交換に必要なエネルギー単位は極めて少なく省エネルギーになっています。

人工放射能は人間のDNAを瞬時に破壊

一方、人間が作り出した人工放射能はとてつもないエネルギーを持っています。

人工放射能のエネルギーは細胞が再生のために必要なエネルギーの数万倍から百万倍にもなります。従って人工放射能はDNAを瞬時に破壊します。

生物は誕生以来自然放射能に対しては慣れ親しんでいますから、その対処法を知っています。体内に取り込んでも素早く排出し溜め込むことはしません。しかし、人工放射能に対しては対処することを知らず、濃縮させます。

ですから人工放射能は生命とは絶対に共存出来ません。

1986年のチェルノブイリ原発事故後、1990年から1999年まで人工放射能汚染地区のゴメリ医科大学の学長をしていた病理学者のバンダジェフスキー博士は、低線量放射能と食べ物を通して起きる、内部被曝について膨大な研究をして次のことを明らかにしました。

低線量被曝は危険なこと、セシウム137は生命維持に必要な代謝、組織に影響を与えること、胎児、子供へは大人より4－10倍影響が強いこと、男性は女性より影響が大きいことなどです。

その結果としてベラルーシ共和国では虚血性の心臓病、悪性腫瘍、ウイルス性肝炎、結核が増加、新生児発育異常、先天性障害の増加が見られました。国際原子力委員会が報告している子供の甲状腺癌だけではないのです。

事故後10年目ころから人口が減少しはじめ、特に汚染地区ではベラルーシでも、ウクライナでも人口減少が現在も継続しています。

私たちが調査している汚染地区の二つの学校の子供たちの内部被曝の異常値の比率は事故後23年目の2009年でも、95％と96％の高率でした。

絶滅期にある地球 その原因は人間では…

地球は今、生命の6回目の大量絶滅期にあります。おおくの動植物が絶滅しつつあります。第5回目は6500年前の小惑星の衝突のように過去の絶滅期の原因はすべて天災によるものでしたが、今回は人間が原因ではないかと考えられています。

人工放射能の被曝は生物の絶滅を加速させるでしょう。

生命とは絶対に共存出来ない人工放射能は人間が始めたものですから、人間が止めることが出来ます。

原子力発電の利用を止め廃炉にすることが私たちの世代が選択すべき道と信じます。

第10・11回口頭弁論報告会

第10回口頭弁論は8月26日午後3時30分から開かれました。大通公園に傍聴希望で集まったのは50人で、初参加された方も一緒に「廃炉の会」の横断幕を先頭に裁判所に入りました。抽選籤を引いたのは86人（北電関係者を含む）、26人が外れました。

口頭弁論と同時に開催した集会には15名が参加し、河田昌東さんのDVD「汚染の中で生きる―チェルノブイリから学ぶこと―」を鑑賞しました。

裁判終了後の報告会には68人が参加。小野代表は挨拶の中で「今回画期的だったのは、田中弁護士が被告側の不誠実極まりない態度を、強烈に批判して下さったことです。」と報告しました。原告の松井四十二さんは、陳述書を再読され、大勢の人々から共感の拍手を受けました。沖縄の鷲尾さんは、沖縄での市民運動の体験にも触れ、「諦めずそれぞれが生活の場で理不尽なことと闘ってゆくことが大切」と感想を述べられました。弁護団事務局長の菅澤弁護士が、田中弁護士の準備書面の意図や今後の方針等について説明し、参加者からの質問にも丁寧に答えられました。

最後に、7月に就任された新事務局長・森山軍治郎さんの挨拶がありました。

第11回口頭弁論の10月21日には直前に廃炉の会・防災チーム主催の勉強会が行われ、31人が参加しました。大通公園には34人が集まり、傍聴したのは52人、12席の空席がありました。このため、集会の参加者は4人で、村田三郎さんのDVD「被曝とは①―体内被曝と体外被曝―」を鑑賞しました。

報告会の参加者は51人でした。原告の安藤御史さんが意見陳述の想いを語って下さいました。「チェルノブイリ等では今人口が減り、子供が産まれなくなっている。子供たちを疎開させる受け皿作りに協力を。」と訴えられました。十勝の鈴木さんは、傍聴の感想を「国が率先して福島から出なさいと言うべきなのに、当事者にとって辛いものになっている。そのことを裁判長に知ってほしい。北電の人の考えも聞きたいがそうならず残念です。」等と述べられました。木場弁護士からは「地域防災計画」について、今橋弁護士からは「高レベル放射性廃棄物処分問題と使用済み核燃料プールの危険」についての解説があり、参加者からも様々な質問が出され討議が深められました。参加者からのアンケートも多数寄せられ、「事故3年目でも人々の熱意を感じました。あきらめずに運動を続けます。」等の言葉がありました。

（事務局・岡安聡子）

第11回口頭弁論 傍聴記

泊原発の廃炉をめざす会十勝連絡会会員　鈴木成和

定員63名の法廷に傍聴希望者全員が入廷出来ないことを想定しての抽選が予定されていましたが、来られた52名の全員の入廷という格好で裁判が開始されました。閉廷後、別会場にて安藤医師による陳述内容を補足するお話があり、氏の率直な思いが参加者に良く伝わった様に感じられました。しかし、法廷内の限られた短い時間内に述べられた内容を、裁判官にどれ程までに理解頂いたかにつきましては、気掛かりに感じられる部分が御座いました。裁判官が抱いた印象、心象というものも裁判の中では重要な要素と思われますので、もう少し時間的に余裕のある場面設定の中で、原告側の意見陳述された方が、裁判官に伝わるものもまた違って来たりするのではなかろうかと感じられも致しました。

裁判の前に行われた、「核廃棄物問題と原子力防災の勉強会」では、北電値上げの背景に、北電から毎年、六ヶ所村の日本原燃に支払われている巨額の費用の事が隠されているという話は非常に興味深いものでした。この日の法廷内での弁護団による弁論でも触れられましたが、現在停止中の原発の使用済み燃料プールには膨大な使用済み燃料が満杯近くで置かれたままの状態にあります。この状況自体が危険な訳で、再稼働はおろか、北電に対して先ず第一優先でさせねばならぬ事は、一刻も早くこの使用済み燃料をより安全で安定した乾式貯蔵等の保管方法へと切り替えさせて行く事ではないかと思います。

◈海渡雄一さんの講演から

見てきたドイツの原発訴訟と大飯原発勝訴の意義

9月27日、全国の原発訴訟に取り組んできた海渡雄一さんの講演会を聞きました。その発言要旨です。

私は1981年から30年以上、原子力訴訟と歩んできました。旭化成のウラン濃縮研究所の許可取り消し訴訟を始め、もんじゅ、六ヶ所村核燃料サイクル、浜岡原発、大間原発訴訟です。

写真はミュルハイム・ケールリッヒ原発の差し止め判決を出したドイツ連邦行政裁判所の壁面に飾られていた「鎖に縛られたライオン像」のレリーフです。ライオンは国家権力の象徴であり、それを縛る鎖は憲法です。

「立憲主義」がしっかりと守られているから、国家に対して原発差し止めの判決が幾つもでるのが理解できました。そのことで、裁判官の処遇が不利にならないことも日本とは違います。

ドイツの脱原発が倫理委員会で合意が成立した背景にはドイツの裁判所が継続してきた厳格な判断の枠組みがあったからです。

原発訴訟で一番残念なのは、福島の悲劇を未然に防ぐ機会を逃した、浜岡原発訴訟静岡地裁の判決でした。原発の危険性をここまで立証できた裁判はなかったと思います。勝利を確信していましたが、敗訴しました。

もし、私たちがこの訴訟で勝っていたら、全国の原発について、地震対策が徹底的に強化されて、福島原発の事故はくいとめられた可能性があった、と悔しく思います。

大飯原発差し止め訴訟判決勝訴の意義について「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富である」とした判示は司法の良心が生きていたということを社会全体に示した判決でした。福島の事故を経験した私たちは、司法における揺るぎない判断の基準とするだけでなく、行政や立法府にも広めていかなければならないと考えます。泊でも勝訴判決を勝ち取ろうと結びました。

（まとめ・樋口みな子）

日本弁護士連合会 人権擁護シンポジウム ――

北の大地から考える、放射能汚染のない未来へ

10月2日、函館で開かれた日弁連人権擁護大会の「原発問題」シンポジウムには、全国各地の弁護士や市民1500人が参加しました。

長崎型原爆4000発分が製造可能

小出裕章さん（京大原子炉実験所）は「福島事故は収束していない。すでに、炉心がどこにあるかわからない。汚染水もあふれ出ている。それにもかかわらず、日本政府は事故を忘れさせようと策謀をめぐらす。

『核燃料サイクル』によって生み出されるプルトニウムは、核兵器の原料として転用可能なものである。日本には現在、既に47トンのプルトニウムが蓄積されており、長崎型原爆4000発分を製造することが可能であるといわれる。『核燃料サイクル』技術を維持し、『兵器級プルトニウム』を蓄積することは、核兵器を潜在的に保有することに、ほぼ等しい。

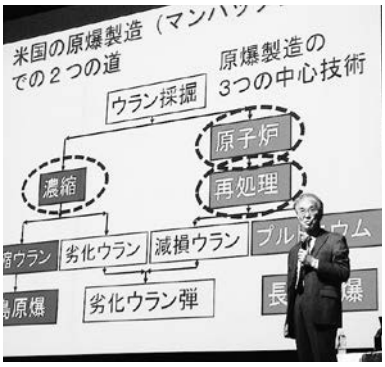

増え続けるプルトニウムの対応に迫られた日本が、原発でプルトニウムを燃やそうとしたのがプルサーマルだ。原子炉でプルトニウムを燃やすことはやってはならない。プルトニウムはウランの何十万倍も毒性が強い。大間原発はプルトニウムを燃やすことを想定した原子炉で、危険が大きい」と訴えました。

安全になるまで10万年 わずか5000年の歴史の人類は管理できない

小野有五さん（泊原発の廃炉をめざす会共同代表）は「日本は使用済み核燃料を1万7千トン保有している。政府はそれを再処理して、最後に残る高レベル放射性廃棄物を地下数百メートルに貯蔵する『地層処分』を検討している。原発から取り出した使用済み燃料棒は、もっとも高い熱と放射線をもっており、危険な放射能が安全なレベルに下がるまでには10万年もかかる。しかし、4つのプレートのぶつかりあう、世界でもっとも活動的な変動帯の上にある日本列島では、10万年間も、危険な核廃棄物を保管できる場所はない。

20億年前から地震も火山活動も起きていない安定大陸のフィンランドでさえ、10万年の間には巨大な氷河ができたり融けたりして、地盤が隆起・沈降したり、地下水にも大きな変化がある。10万年前は、ネアンデルタール人がいた時代であり、わずか5000年の文明しかもっていない人類が、そんな長い期間、危険なゴミを管理できると考えること自体が不遜である」と訴えました。

海に囲まれた函館 35万人の避難は不可能

工藤寿樹函館市長は大間原発建設差し止め訴訟について、「海に囲まれた函館では北に避難するしかないが主要な国道は1本しかない。周辺を含む35万人を避難させることは不可能」と指摘しました。

「訴訟は街と市民を守るためにやっている」と発言しました。

（文責・樋口みな子）

第3回 原子力防災・核ゴミ勉強会

10月21日、午後1時から裁判前の恒例となった勉強会で防災プロジェクト（市川守弘・深町ひろみ・マシオン恵美香）が、70分程度、「原子力防災最新事情と核ゴミ問題関連活動を報告。

◆「北海道及び札幌市の原子力防災最新事情」

深町ひろみ（防災プロジェクト・防災担当世話人）

①25年度末に地域防災計画（原子力災害対策編）が改定され緊急時モニタリング情報が国の管理下に置かれることとなった。②「災害時要援護者避難支援対策の手引き」は「災害時における高齢者・障がい者等の支援対策の手引き」とタイトルが変更。③支援手引き改定について、札幌市では10月に予定していたパブリックコメント募集は延期、今年度中に仕上げられると告知された。④UPZ内13ヶ町村の「退避等措置計画（原子力災害対策編）」が、25年度末から提出され始めたが、未策定の自治体もあり、内容、分量には、バラつきがあると報告した。

◆「北海道における核廃棄物諸問題」と関連活動の報告

マシオン恵美香（防災プロジェクト・地層処分担当世話人）

核ゴミ最終処分・再処理の問題点について、5つに大分して①幌延深地層研究センター施設存続・研究継続問題 ②高レベル放射性廃棄物最終処分地適地候補は指名のプロセスが絞りこみ方式に転換・今年突然浮上した根釧沿岸地区への可能性 ③「電力料金再値上げと核ゴミとの経済的関連性」 ④核ゴミと防災について。防災と核ゴミをつなぐ話題の重要性として「防災対策は場所が決まるまで内容を決められない」「核ゴミについては人間の手に触れない場所に管理するとして、いまだ原子力事故を想定しておらず、防災・避難計画、対策が示されていない。」「管理・貯蔵施設の防災準備範囲はわずか50mとし、安定ヨウ素剤などの配布準備などは必要としていないとし、核ゴミに対する防災対策や措置が置きざりになっている」などを指摘した。⑤番目に、理解が難しい「放射性廃棄物の区分（性質：高レベル放射性廃棄物、TRU廃棄物、使用済み核燃料、指定廃棄物）と管轄官庁」など解説し切れなかった用語等について、深町世話人が駆け足で解説を加えて下さり、参加者には配布した資料をご覧いただくようお願いした。

結びに、原子力防災訓練参観時に原発立地自治体住民向けアンケートを実施する旨、お知らせをして会を閉じた。

（報告・マシオン恵美香）

2013年度 活動報告

2013年11月11日に、それまでの活動報告会を開催しました。その後、１年間の活動は、大きく６つに分けられます。

① 口頭弁論

2013年　11.11 第７回口頭弁論（意見陳述／竹田とし子、マシオン恵美香）
2014年　 2.17 第８回口頭弁論（意見陳述／林心平原告）
　　5.13 第９回口頭弁論（意見陳述／藤門弘原告）
　　8.26 第10回口頭弁論（意見陳述／松井四十二原告）

② 講演会、学習会

1.17 道庁による防災計画説明会　3.8 菅直人講演会　5.13 防災プロジェクト勉強会
5.30 大飯訴訟勝訴報告集会（大飯訴訟団から小野寺さん・中嶋さん招待講演＋菅澤弁護団事務局長が勝訴判決の意義を講演；道庁前集会に参加、250人）
8.26 道庁での地層処分問題説明会　9.27 2013年度活動報告会および「海渡雄一弁護士講演会」

このほか、廃炉をめざす会の地方連絡会や、他団体主催の講演会では、代表や世話人などが講演を12回も行い、カンパを集めました。

③ 「知ってましたか？―原発をやめたほうが得する８つの理由」を発行

3.31 高木基金の助成を受けて、カラー８ページのパンフレットをつくりました。

「反対」という言葉を使わず、原発の問題点をわかりやすく説明。好評なので増刷し、喫茶店などにもおかせていただき、賛同者をふやすことに役立っています。

④ 原告地方連絡会の活動

3. 8 原告地方連絡会の第１回集まりを開き、地方の原告同士の交流をはかり、活動を支援することになりました。

中村廣治さん

もっとも活発な十勝連絡会の報告は、HPにリンクされていますので、そちらをご覧ください。ほかに、空知やオホーツクの連絡会からの報告がありました。

道内地方原告連絡会の構成：十勝「十勝連絡会」（代表／中村廣治さん）、空知「廃炉の会地方連絡会・そらち」（代表／森山軍治郎さん）、網走・北見「泊原発の廃炉をめざす会・オホーツク」（代表／清水晶子さん）、長沼（代表／二宮規一さん）、室蘭（代表／富盛保枝さん）、旭川（代表／松浦美幸さん）、釧路（代表／工藤和美さん）、小樽（代表／沖山美喜子さん）、後志（代表／佐藤英行さん）、苫小牧（代表／舘崎やよいさん）。

⑤ 全国原告連絡会の立ち上げ

全国の原発訴訟では、弁護団の全国連絡会はあったのですが、肝心の原告は横の繋がりがありませんでした。それで、４月に福島で開催された「原発と人権」集会で設立を呼びかけたところ、玄海原発訴訟団、東海第二原発訴訟団が賛同し、以下のように９月23日正式に発足しました。

6. 2 原告団全国連絡会の立ち上げ・規制庁との話し合い
6.28 代々木公園での1000万人アクション集会で、原告団全国連絡会設立の報告と参加のよびかけ（小野）
9.23 亀戸中央公園での1000万人アクション集会のあと、全国24の訴訟団のうち22の代表が集まり、正式に発足。共同代表として、蔦川正義さん（玄海）、中嶌哲演さん（大飯）、小野（泊）の３人を選出。事務局は、東海第二原発訴訟団が引き受けてくださいました。

すでに川内原発の再稼働反対集会（9.28）や、金沢の地裁で開かれる大飯原発訴訟の第１回控訴審の集会などに各訴訟団、原告団が人を派遣、今後も、各地の訴訟団の幟やスピーチで集会を盛り上げるとともに、原告同士の交流・連帯を深めていく予定です。

⑥ 世話人会・事務局の強化

廃炉の会の決定機関である世話人会は、これまで数人で運営してきましたが、活動も広がってきたので、人数を増やしました。（　　）内は、それぞれの主な分担です。

共同代表／小野有五、常田益代、市川守弘（弁護団長を兼任）、弁護団事務局長／菅澤紀生、事務局長／森山軍治郎、事務局長補佐／林心平、ハイロニュース／樋口みな子、HP ／間谷真澄、原告団全国連絡会／小林善樹、原告団全国連絡会・後志連絡会／佐藤英行、地層処分・防災／マシオン恵美香、防災／深町ひろみ、学習会／川原茂雄、十勝連絡会／中村廣治、室蘭連絡会・大間訴訟／富盛保枝。

＼ 2014年度の活動目標 ／

1：裁判では、質問への回答を逃げている被告側に回答を迫り、裁判の迅速化、内容の充実化を進める。
2：無関心層に、廃炉の必要性をわかってもらえるよう、チ・カ・ホ空間でのイベントなどを行い、賛同人募集や署名活動も行う。
3：道内地方原告連絡会の活動を支援し、道内各地での運動を広める。また全国の原告団連絡会を支援し、原告同士の交流・連帯を深める。
4：防災・避難計画の不備をつき、アンケートなども行い、首長に対して、実効性のある防災・避難計画が確立されるまで泊原発の再稼働を許可しないよう求める。
5：全国の1000万人署名、道内での100万人署名に協力し、年内に100万筆達成を目標とする。
6：廃炉の会自体としては、事務局の仕事の簡素化、スタッフの増員をはかり、個人に負担がかからないようにする。

ストップ川内原発再稼働全国集会 鹿児島 に参加して

原告　佐藤　英行

9月28薩摩川内駅前からバスで川内原発へ出発。総勢200名、広瀬隆さんや鎌田慧さんも参加。ゲート前に全国からの幟がはためき「廃炉の会」の幟もあり、再稼働阻止の各原発現地からの檄布がガードレールに張られた。ゲート前で集会が開かれ、福島からの発言などのあと、私は「夏も冬も原発がなくとも全く問題がなかった。川内原発を再稼働させることは全国の原発の再稼働のスタンダードとなる。全国の原発の再稼働をさせないためには、川内原発を再稼働させないことだ。」とアピール。そして各団体が持ち寄った再稼働への抗議文、要請文を九州電力職員へ手渡した。

30度を超える暑さの中で、鹿児島市天文館公園において全国から7500人の結集により「9・28ストップ川内原発再稼働！全国集会」が開かれた。

実行委員会を代表して向原さんが基調提案。「この集会は未来を切り開く集会である」「いちき串木野市は人口の半数以上の人が再稼働反対の署名をした。姶良市議会は川内原発の1、2号機廃炉の意見書を決議。日置市議会は地元同意権を要求した」「われわれは臆病者ではない。私たちは一歩も引かない」と決意を述べ、以後、鎌田慧さん「これから原発の再稼働を進める人は、放射能と同じ10万年の犯罪者だ」『原発なくす全国連絡会』『首都圏反原発連合』と続き、福島県川内村西山元村議は「福島は甲状腺がんが発生し、まだ安全ではない」、菅直人元首相「火山の爆発予知など不可能だ。御嶽山の爆発予知さえできていない。福島事故でもし格納容器が抜けていたら250km圏5000万人が避難したであろう」『原発いらない九州実行委員会』『川内原発建設反対連絡協議会』の発言と続く。いちき串木野市の自治会代表者は15、655人の再稼働反対署名を集めたことを報告、薩摩川内市山之口自治会長は「薩摩川内市民すべてが賛成するまで再稼働するな」と発言。市民団体を先頭にデモに出発。

解散後、『原発いらない福島の女たち』の木田節子さんが辻説法をしている天文館通に移動。木田さんは富岡町から水戸市に避難生活を余儀なくされている。ハンドマイクを肩から下げ丁寧に道行く人に語り掛けていた。その中には自分の娘さんのことも語られた。

木田節子さんの話

昨年秋に娘から妊娠したという連絡が入った。それから3週間後超音波診断によって稽留（けいりゅう）流産として中絶手術を受けた。娘はこのことを友達3人に話したところ、全員が妊娠後22週未満の時期に同じ診断を受けていたといわれた。そのうち二人は娘と同じ中絶をした。娘は術後「胎児の細胞は福島県立医大に送る」と言われていた。なぜ胎児の細胞を福島医大に送るのか、調べたデータはどこへ送り何に活用するのかと疑問を感じるようになった。私が以前広島へ行ったとき、原爆投下後、妊娠時に流産した胎児を機関（アメリカ）が引き取っていたという話を聞いていたので、同じように娘のあかちゃんもそうされたのではないかと疑っている。

9月29日からも、福島の現状を訴え、川内原発再稼働をさせないため、『原発いらない福島の女たち』の辻説法は続く。（7月から8月までで鹿児島県内65ヶ所で辻説法を実施）

さようなら原発北海道集会

雨の中で、「さようなら原発北海道集会」が開かれ3000人が参加しました。

ゲストの加藤登紀子さんはステージから身を乗り出して語りかけました。

呼びかけ人として小野有五さん、北海道がんセンター名誉院長　西尾正道さん、北海道生協連会長理事　麻田信二さん、上田文雄札幌市長らがそれぞれの立場で発言されました。

第12回口頭弁論のお知らせ

2015年1月27日（火）午後3時30分～
集合　午後2時20分　大通公園西11丁目（裁判所前）
詳細は葉書やメール等でお知らせします。

2014年11月15日発行　泊原発の廃炉をめざす会
タイトルイラスト：堀川　真　　写真：及川　文　谷岡　修　菅澤紀生　樋口みな子　佐藤英行　　編集：樋口みな子